## 第3回 食料・農業・農村政策審議会 議事録

日時:平成14年4月22日(月)

14:00 ~ 16:00

場所:三田共用会議所 第四特別会議室

開会

今村会長 それでは、これから第3回食料・農業・農村政策審議会を始めたいと思います。

皆さんにおかれましては、年度始めのご多用のところご出席いただきまして、ありがと うございます。

本日は、明石委員、江頭委員、黒河委員、武内委員、田島委員、豊田委員、丹羽委員、 浜委員、林委員、堀江委員、森地委員、養老委員、鷲谷委員、井上専門委員、四ノ宮専門 委員、千賀専門委員が所用によりご欠席となっておられます。

本日は、平成14年度において講じようとする食料・農業・農村施策を議題として審議を行うこととしたいと存じます。そこで、審議は公開されておりまして、一般公募によって6名の傍聴者の方がおみえになっております。なお、会議は午後4時ごろまでを予定しております。円滑な議事の進行に努めさせていただきますので、皆様方、よろしくお願い申し上げます。

それでは、まず武部農林水産大臣からごあいさつをいただきたいと思います。よろしく お願いします。

#### 大臣挨拶

武部大臣 農林水産大臣の武部勤でございます。第3回食料・農業・農村政策審議会の開催に当たりまして、一言ごあいさつ申し上げます。

委員並びに専門委員の皆様方には、ご多用中のところご参集いただきまして、まず最初 に厚く感謝とお礼を申し上げたいと存じます。 昨年9月に我が国初となりますBSE感染牛が発見されまして、消費者の食品加工、流通に対する不安が、我が国の食卓を揺るがす事態となったところでございます。本問題につきましては、4月2日にBSE問題に関する調査検討委員会の報告がまとめられまして、農林水産行政に対する大変厳しいご指摘をいただいた次第でございます。この調査検討委員会の特徴といたしましては、すべて公開で議論が行われました。

また、私ども農林水産省、厚生労働省、ありとあらゆるといっても過言でない資料を提供させていただきまして、5,000ページにも及ぶ膨大な資料に基づきまして、客観的な検証、科学的な知見によるご検討をお願いした次第でございます。私が農林水産大臣に就任いたしましてから、この問題に直面いたしまして、どうしてこういう問題が起こったのだろう。率直に申し上げまして、行政に構造的な問題があるのではないか。役人任せにはできないと思いまして、このような客観的な、また科学的な知見に基づく検証をお願いした次第でございます。大変厳しいご指摘でございますが、私ども厳粛に受けとめまして、最大限この報告書を尊重いたしまして、今後の農林水産行政に生かしてまいりたい。かような決意をいたしている次第でございます。

小泉総理からも、報告の指摘を踏まえまして、消費者保護をより一層重視する観点から、食品の安全性の確保に関連する法制度の抜本的な見直しを含めまして、対応に万全を期すようにというご指示とともに、4月5日には、関係閣僚会議を設けまして、新たな行政組織のあり方を中心に、具体案を作成するよう指示がございました。農林水産省といたしましても、報告の具体化・実現の取り組みに着手したところでございまして、早急に食の安全と安心の確保に向けた改革に真剣に取り組む上での設計図として、先般、食と農の再生プランを策定いたしまして、発表させていただきました。

このプランに対しまして、国民の皆様からお寄せいただいたご意見に対して、謙虚に耳を傾けながら、順次このプランを具体化してまいりたいと考えている次第でございます。今後とも、国民の皆様の信頼と安心の回復に向けまして、農林水産行政を大胆に改革し、食と農と美の国づくりに向けた食農一環政策を積極果敢に展開してまいりたいと存じている次第でございます。その考え方の基本は、一口に申し上げますと、消費者に軸を置いた農林水産行政に変えるということでございます。委員各位におかれましても、折に触れご鞭撻、ご指導のほど、この機会にお願い申し上げたいと存じます。

さて、本日お諮りしております、平成14年度において講じようとする食料・農業・農村 施策(案)につきましては、このような観点からも、極めて重要なものであると考えてお ります。すなわち、これは食料・農業・農村基本計画に即し、食料・農業・農村の動向を 考慮して、その年度にどのような施策を講じるかということを国民の皆様に明らかにし、 国民合意に基づく施策の推進に寄与するものでございます。食料・農業・農村基本法の理 念を具体化する上で、非常に重要な役割を担っていると存じます。今回の講じようとする 施策につきましては、食品の安全性につきまして、国民的関心が高まっていることを踏ま えまして、BSE対策を初めとした食品の安全性確保についての特集を設けまして、めり 張りをつけた構成となっているかと存じます。昨年7月以降、4回にわたる食料・農業・ 農村政策審議会施策部会でのご審議をいただき、先月末に部会としての結論をとりまとめ られ、本日、当審議会において諮問を行う段階までまいったところでございます。皆様方 におかれましては、何とぞよろしくご審議のほどお願い申し上げます。

なお、本日、当審議会においてご答申いただいた上は、できる限り速やかに閣議決定を 行いまして、皆様のご理解とご支援をいただきながら、その推進に全力を尽くしてまいる 所存でございます。委員、専門委員の皆様方には、これまでのご尽力に対しまして、重ね てお礼を申し上げますとともに、今後とも農政の推進について、引き続きご指導、ご鞭撻 をいただきますようにお願いを申し上げまして、私のあいさつとさせていただきます。ど うぞよろしくお願いいたします。

今村会長 どうもありがとうございました。

それでは引き続きまして、本日の総会における審議事項であります、平成14年度において講じようとする食料・農業・農村施策(案)についての諮問を武部農林水産大臣からお願いいたしたいと思います。

諮問

武部大臣

食料・農業・農村政策審議会会長の対の奈良臣殿

農林水産大臣 武部 勤

平成14年度において講じようとする食料・農業・農村施策について 標記について、食料・農業・農村基本法第14条第3項の規定に基づき、貴審議会の意

### (諮問授与)

今村会長 確かに諮問文をいただきました。どうもありがとうございました。なお、 武部農林水産大臣におかれましては、これから国会対応がございますので、ご退席いたし ますが、どうぞよろしくお願いします。

武部大臣 どうぞよろしくお願いいたします。

今村会長 ありがとうございました。

それでは、議事を進めてまいりたいと思います。ただいま、武部農林水産大臣から諮問のございました平成14年度において講じようとする食料・農業・農村施策(案)につきまして、審議を進めてまいりたいと存じます。まず、事務局から諮問案についての説明をお願いいたします。では、武本企画評価課長。

### 資料説明

武本企画評価課長 説明いたします。お手元の「平成14年度において講じようとする食料・農業・農村施策(案)資料」というものから入りたいと思います。表紙をめくっていただきますと、そこに目次がございます。目次をみていただきますと、概説といたしまして、「施策の背景」「施策の重点」等々、6項目を記述してある後に、「特集」と打っております。先ほどの大臣のあいさつの中にもございました、昨年とは異なる点としまして、食品の安全性と品質の確保につきまして、特集を設けたという部分でございます。

次の1ページ、2ページのところをごらんいただきますと、そこに概説といたしまして、施策の背景がるる説明してございます。簡単にみていただきますと、最初のパラグラフの2行目の終わりからでございますが、今後の経済財政運営及び経済社会の構造改革に関する基本方針が平成13年6月に閣議決定されたところでございます。その次の次のパラグラフの、「さらに」から始まるところでありますけれども、この基本方針を早急に具体化し、迅速かつ確実に実行に移していくため、関係府省において具体的な推進方策が検討され、

農林水産分野に関してはということで、 (1)と (2)について、基本的な考え方に立脚いたしまして、最後の行でございますが、平成13年8月「食料の安定供給と美しい国づくりに向けた重点プラン」をとりまとめ、今後の農林水産政策として取り組むべき具体的な推進方策を示したところであります。

そのような構造改革の方向と別に、2ページ目の4つ目のパラになるのでしょうか、「また」というところでございますけれども、13年9月に我が国で初めて牛海綿状脳症(BSE)が発生し、10月にはBSEに感染していないことが証明された安全な牛以外、と畜場から食用としても飼料原料用としても出ていくことのないシステムを確立させたが云々ということで、食の安全・安心に対する非常に大きな問題が生じたわけであります。とりわけ平成14年1月には、大手食品会社がBSE対策の一環である牛肉の市場隔離事業を悪用し、国産牛肉の偽装や虚偽の原産地表示を行ったことが判明する等、加工、流通に対する信用を失墜させかねない事態が生じたところでございます。こういった事態を踏まえまして、本書では平成13年度における食料・農業・農村の動向を考慮して、平成14年度において講じようとする施策をとりまとめたものでございます。中でも、食品の安全性と品質の確保について、国民の関心が高まっている点を踏まえ、特集としてとりまとめることとしたということでございます。

特集は、8ページ以降に記述してございます。特集「食品の安全性と品質の確保」で、 1番目が「BSE対策」。

ページを繰っていただきまして、9ページに、2としまして「食品表示制度の強化・改善方策の検討」。

10ページ、3といたしまして「食品の安全性に係るその他の関連施策」ということで、食の安全性に関しての特集を組んでございます。

では次に、このような講じようとする施策の背景となりました食料・農業・農村の動向 についてご説明申し上げます。お手元の資料の参考資料2をごらんいただきたいと思いま す。

表紙を繰っていただきますと、目次がございます。まず、目次において動向編についての概要についてご説明申し上げます。第 章「食料の安定供給システムの構築」、第 章「構造改革を通じた農業の持続的な発展」。次のページですが、第 章「農村と都市との共生・対流による循環型社会の実現」という3章立てでございます。3章立てそのものは、昨年までの動向編と同様の考え方でございます。この3章立ての考え方につきましては、

2ページに当たるわけでありますが、「はじめに」の真ん中辺りでございますけれども、 この骨太の方針に関してというところで、先ほどの講じようとする施策の概説のところに 書いてあったものとおおむね同文でございます。

農林水産省においては13年8月に、今後農林水産政策として取り組むべき構造改革推進のための方策を凝縮した「食料の安定供給と美しい国づくりに向けた重点プラン」をとりまとめたところであり、その具体化の手順については、経済財政諮問会議において改革工程表にとりまとめられ、いまや施策の具体化が着実に進みつつあるということで、食料・農業・農村分野について、人の命、健康に係わる良質な水と食料等の確保を図るヒューマンセキュリティー、安全な国土を確保し、安心して暮らせる社会を保障するとともに、地域に密着した産業の活性化を図る観点から、農業の構造改革を進め、また都市と農村の共生と対流等を通じて農村の新たなる可能性を切り開き、もって循環型社会の実現を目指すとの方向が定められたところである。この部分を受けまして、章、章の柱建てをしたところでございます。

その後、また、13年9月以降BSE云々。これは先ほどと同じでございまして、食の安全の問題が喫緊の課題として生じてきているということで、この分が第 章第1節に位置づけられているところでございます。

また、目次に戻っていただきまして、第 章「食の安定供給システムの構築」の第1節「BSE等我が国の「食」が直面する課題」というところでございます。その (1)が「「食」の安全性及び品質の確保」というところで、食の安全性、品質の確保の重要性について分析、記述をしている部分でございます。こことの関係で、第2節「諸外国の農政動向」。ここは、昨年まででありますと、各国の農政改革について記述している部分でございましたけれども、ここにおいても (1)「食品安全行政をめぐる動き」ということで、ヨーロッパにおいてもBSEの発生を1つの契機といたしました食品安全行政を大きく見直ししておりますので、その状況をここで報告いたしております。

また、第2節の「諸外国の農政動向」。ことしの特徴の第2番目といたしましては、 (3)「中国のWTO加盟をめぐる動き」を掲げております。WTOへの中国加盟は昨年実現したわけでありますけれども、野菜等のセーフガード暫定措置を初めとして、我が国農業に対する中国の農産物輸出というものが、今後とも大きな影響を与える可能性があるわけでございます。そうした中国がWTO加盟によってどのように我が国農業に影響を及ぼす可能性があるのかということについて分析を行っている部分でございます。

あわせまして中国の問題は、第4節の「世界の農産物需給と我が国の農産物貿易の動向等」の(2)の「我が国の農産物貿易の動向」。ここに具体的に野菜を始めとした輸入の動向、その背景としての為替レートの分析等を行っております。

また、第5節には「WTOをめぐる動き」ということで、例年このWTOに関して記述をしておりますけれども、とりわけ今年度におきましては、昨年ドーハの閣僚会合で新たな交渉が開始されておりますので、そのことを踏まえた上で、(2)に「我が国の交渉提案とWTO農業交渉の今後の課題」をとりまとめ、さらに多角的貿易交渉等の歴史的経緯につきまして、参考年表という形でとりまとめを行っております。

続きまして、第 章が「構造改革を通じた農業の持続的な発展」についてでございます。 第 1 節が「我が国農業の生産構造の現状と改革」ということでございます。この点につき ましては、昨年2000年センサスをとりまとめたところでありますけれども、その後、これ をさまざまな点から分析いたしまして、特に構造面についての分析を行っておりますので、 その結果を (1)、 (2)でご紹介しようと考えている部分でございます。

続きまして、目次の2ページ目をごらんいただきますと、第2節が「農産物需給の動向」ということで「最近の農業生産の動向」について(1)で記述をしておりますが、とりわけ今年度の白書におきましては、農産物価格が下落を続けている中で、生産資材価格が極めて安定した動きをみせております。いわゆる交易条件指数という考え方がございますが、これを経年的変化で今年は分析をしております。そのほか、最も構造改革が遅れておりますコメの問題でありますとか、先ほど言及いたしました野菜のセーフガード暫定措置後の構造改革の必要性について分析を行っているところでございます。第3節の「農業技術の開発・普及の推進」につきましては、昨年同様バイオテクノロジーの課題について記述しておりますけれども、あわせまして「農業生産の現場を支える技術の開発・普及」ということで、麦の新品種に向けての取り組み、とりわけ都道府県なり農業団体の取り組みについてご紹介申し上げております。

第 章「農村と都市との共生・対流による循環型社会の実現」でございます。第1節は「農業の自然循環機能の維持増進」ということで、農業と環境との関係について考え方を整理いたしております。農業は、場合によっては環境に対しての付加的な要因にもなり得るものでございますし、また、やり方をきちんと行えば、環境に対してプラスの効果もあり得るわけでございます。そういった性格を踏まえた上で、食品や農業生産に由来する廃棄物の循環利用システムの構築でありますとか、農業が本来的に有しております自然循環

機能を活用した生産方式の普及定着といったものを記述しているところでございます。

第2節は、農業の環境に対する良い影響を及ぼす機能として、多面的機能があるわけで ございますけれども、この部分につきまして、昨年、日本学術会議から農林水産大臣の諮 問に対する答申が出されておりますので、それを簡単にご紹介申し上げております。

第3節は、そのような農業の有する多面的機能を発揮する上で重要でございます、農業の基盤たる農村の現状について第3節で分析をした上で、そのような現状を踏まえた上で第4節の循環型社会の実現に向けた農村の総合的な振興について記述をしているところでございます。

以上が今年度の白書の概要でございますが、このほかに 353ページに用語の解説ということで、昨年も行っておりますけれども、さらに充実いたしております。また、 366ページに「参考資料」としておりますけれども、これは B S E 問題に関する調査検討委員会の報告の要約をそのまま掲げております。

それでは、内容について主要な点をご説明申し上げます。 4 ページをごらんいただきたいと思います。第 章「食料の安定供給システムの構築」、第 1 節「B S E 等我が国の「食」が直面する課題」の (1)「「食」の安全性及び品質の確保」でございます。この 4 ページから12ページまでが B S E 関連の記述をしているところでございます。

5ページをごらんいただきますと、そこにBSE感染牛第1例から第3例発生までの経過と主な対応をとりまとめてございます。

9ページをごらんいただきますと、昨年10月18日以降のBSEの疑いのない安全な畜産物の供給体制の構築という形で、食卓に上がる牛肉については、安全なものが上がるという形のシステムが構築されたことをご紹介申し上げております。

また、10ページをごらんいただきますと、現時点までのBSEにかかる各国の対応ということで、初動動作では混乱がございましたけれども、現在とっております対策につきましては、EU、英国、米国、豪州と比べまして、遜色のない水準の措置を講じているものを紹介してございます。

11ページをごらんいただきますと、BSE問題に関する調査検討委員会が設置され、議論を踏まえた報告が提出されたということで、先ほど、農林水産大臣のごあいさつの中にもございました部分でございます。そこの2つ目のパラグラフでございますが、同報告は、農林水産行政等に対し、危機管理体制の欠落、消費者保護軽視、政策決定過程の不透明さ、情報公開の不徹底等を厳しく指摘しており、農林水産省は、組織全体の問題として、その

姿勢を正すことが求められた。厚生労働省についても縦割り行政、農林水産省との連携不足等の指摘がなされた。また、同報告においては、食品安全性の確保を基本原則とし、リスク分析の導入に重点を置いた新たな法律の制定と食品関連法の抜本的見直し及びリスク評価機能を中心とする独立性・一貫性をもつ新たな食品安全行政機関の設置が提言されたということでございました。報告書の要約そのものは先ほど申し上げましたように、この動向編の 366ページに要約全文を掲げております。

また、この報告を踏まえた政府の対応につきましては、その次の行に内閣総理大臣の指示がございまして、それを踏まえて、政府としては新たな関係閣僚会議を設け、その場で検討を深め、新たな行政組織のあり方を中心に、14年夏頃を目途に具体案を作成し、次年度予算に反映させるということ。こういった観点で現在、検討を進めているところでございます。

一番最後の行の終わりからでありますけれども、農林水産大臣のあいさつにございましたように、我が国農林水産政策の軸足を消費者サイドに大きく移し、「食」の安全と安心の確保に向けて農林水産政策の大胆な見直し・改革を積極的に行っていく必要があるということ。それから、国民の健康を守る観点から、食品衛生法の見直し等に着手するとともに、関係機関が協力しながら、食品安全行政組織の見直しに取り組んでいくことが必要であるということを記述している部分でございます。

こことの関係で、先ほども目次の欄でご紹介申し上げましたが、諸外国の状況というものをご紹介しているところをちょっとごらんいただきたいと思います。66ページをごらんいただきたいと思います。第2節「諸外国の農政動向」、(1)「食品安全行政をめぐる動き」が諸外国を紹介しております。最初の表題でございますけれども、「食品の安全性とリスク分析アプローチ」ということで、とりわけEUでの組織再編の基本的な原理原則がリスク分析という考え方に立脚しているところでございますが、その概略をそのパラグラフでご紹介申し上げている部分であります。

諸外国の実例についてご紹介しているのは、67ページにございますフランス。フランスは、独立したリスク評価機関としてのフランス食品安全庁というのをつくっておりますけれども、それについてのご紹介をいたしております。

68ページにはイギリスでございまして、イギリスは70ページの上の方に出ておりますけれども、リスクマネジメントもあわせて行う食品基準庁を設置しております。あわせまして、もともとの農林水産省に当たります農漁業・食料省が改組されまして、環境・食料・

農林省に再編されたところであります。ドイツは連邦農林省を大きく見直しまして、真ん中あたりにございますけれども、消費者保護・食料・農業省に変更いたしております。そして、さらにまだ具体的に設置されておりませんけれども、リスク評価、リスク管理を行う組織を設置することといたしております。デンマークにつきましても、食料・農漁業省という役所を設置した旨。

71ページにはEUでございまして、EUも2002年1月、ことしの農相理事会において、 欧州食品安全機関の設立等が決定されたところであります。米国、オーストラリアの2ヵ 国は組織の大きな変更はございませんでしたけれども、それぞれ食品安全行政の担当セク ションについてご紹介申し上げております。

またもとに戻っていただきまして、そういった食の安全・安心の関係に関連のございます表示につきましても、記述をいたしております。17ページ、下の方でございますけれども、「消費者のニーズに対応した適切な表示・規格制度の充実が必要である」ということで、最近の表示の見直し内容につきまして、分析、記述をしているところでございます。

とりわけ虚偽表示の問題は、21ページのところで、「食品の表示制度に対する国民の信頼確保が急務である」ということで、14年1月の大手食品会社による偽装表示の問題から説きおこしているところでございます。

とりわけ22ページ、今後の対応につきましては、真ん中辺りでありますけれども、今後は、虚偽表示を防止し消費者の権利を最優先して保障するため、「BSE問題に関する調査検討委員会」の報告も踏まえつつ、現在の各種表示制度について一元的に検討を行い、食品の表示のあり方を至急に見直す必要があるということでございます。

続きまして、食料消費の動向についてでございます。昨年の食料・農業・農村白書では、「食」と「農」の距離が拡大するということをご提起申し上げまして、そのことについて多くの方々の、ある意味の関心を呼んだところでございます。ことしは距離の拡大に対して、地域地域においては、それを逆に狭めていこうという取組みがなされていることをご紹介申し上げております。

その1つが、31ページをごらんいただきたいと思います。事例でございますけれども、これは郷土の伝統的な野菜を学校農園で復活するということで、小中学校における練馬大根の栽培の取り組みということで、東京都内の話でございます。

32ページは、同じ事例でございますけれども、「オール地場産学校給食の日の設定による「食」と「農」に関する教育と地産地消の取組み」ということで、富山県黒部市の取り

組みをご紹介申し上げているところでございます。

また、食生活の関係では、とりわけ昨年も書きましたけれども、食生活のバランスだとか食習慣の乱れといったことを記述したところであります。そういったことに対する、とりわけ乱れを直していくという意味で、米飯の食事について36ページに記述いたしております。コメを中心とした食生活で必要な栄養素をバランスよく摂取していくことが望まれるということで、下から2行目でございますけれども、生活習慣病には予防対策が最も重要であるとされており、そのためには、食習慣の形成に大きな影響を与える小児期のころから、米飯を中心とした和食を積極的に取り入れることが必要であるとの意見が医師の間にも広まりつつあるということをご紹介申し上げております。

そういった食生活の改善とか食習慣の見直しということの必要性を43ページ、コラムという形でご紹介している部分がございます。43ページのコラムは、「食生活の改善は少年問題解決の糸口になる」ということで、法務省所管の少年院の法務教官の報告書の中身をここでご紹介申し上げてございます。

そういった食生活、バランスのとれた食事を実現していく1つのガイドラインが「食生活指針」というものであるわけでございますけれども、これにつきましては、関係各省、力を合わせて取り組む必要があるわけでございます。そういった観点から48ページには、厚生労働省からご提示いただいた事例でございますけれども、「地域版食生活指針の作成と関係者の「協働」による浸透と実践に向けた取組み」ということで、三重県健康福祉部の取り組みをご紹介申し上げております。

次の49ページは、文部科学省から紹介のありました事例でございまして、「食に関心を 持ち、自ら問題を見つけ、実践につなげようとする子供の育成」ということで、これは静 岡県大須賀町立横須賀小学校の取り組み事例をご紹介申し上げている部分でございます。

続きまして、諸外国の農政動向の関係で、先ほど安全性の関係は申し上げましたので、 もう1つ、ことしの特色でございますWTOに中国が加盟した部分、75ページ以降につい てご紹介申し上げます。75ページの(3)「中国のWTO加盟をめぐる動き」ということで、 中国の加盟に関する合意条件でありますとか、WTO加盟が今後の中国の農産物貿易に与 える影響等について書かれてございます。

77ページに6行ほどの結論部分みたいなものがありますが、そこでは、中国のWTOの加盟は、貿易や投資に関して中国の恣意性を排除し、国際的ルールに基づく対応が可能となるという側面はあるものの、低賃金を武器とする価格競争力を前面に輸出攻勢が強まる

可能性が高い。また、中国はWTO加盟後も当面は資本取り引きの規制及び現行の為替管理制度を維持していくものと考えられるが、一方、我が国においては人民元の為替レートの水準につき今後ともさまざまな議論が行っていくものと考えられると記述したところでございます。

中国との貿易の関係につきましては、92ページに我が国の農産物貿易の動向ということで、「中国からの野菜輸入がふえている」というところから書き起こしております。

次のページ、94ページ、95ページの欄をみていただきます。とりわけ95ページの真ん中の段のグラフをごらんいただきたいと思います。図 40「円及び人民元の為替レートの推移」でございます。左側は、円とドル、元とドルの為替レートの推移をみたものでございます。円とドルとは、変動相場制でございますので、そこに示したような折れ線グラフを掲げておりますけれども、元とドルとの関係は、かなり固定的な感じにみてとれます。基本的には、元はドルにフィックスをして、時期時期に元安という形で、元の切り下げを行っている形になります。したがいまして、これをベースに円と元の為替レートをとりますと、右側のグラフになります。1984年には1元110円の水準であったものが、昨今は10円から20円という水準に、円高に振れているということがみてとれます。これは農産物に限らず、我が国の国内産業にとっては、大きな影響を及ぼすという状況にあるわけでございます。この輸入の問題につきましては、野菜の場合も開発輸入がいわれたわけでございます。日本人が行って、日本人が開発して、日本人が日本にもってきているのではないかという主張があったわけでございます。

輸入の問題につきましては、97ページに、農産物ではないのですが、我が国としては気をつけなければいけない問題ではないかということで、コラムという形で掲げております。 「我が国のエビ輸入と生産現場における環境問題」ということで、とりわけ東南アジアでエビの養殖を行っているわけですが、海岸沿いのマングローブ林の伐採をして、養殖池に転換をしているといったことが書かれています。

98ページ、99ページでございますけれども、ここは貿易黒字が減少しているということで、これまで、とりわけ農産物貿易の場合には、輸入が大宗を占めるわけでございますので、黒字を前提としていろいろと議論をしてきたわけでありますけれども、基調が変わりつつあるということを、ここではご紹介申し上げております。

続きまして、第5節の「WTOをめぐる動き」について触れたいと思います。114ページをごらんいただきたいと思います。そこに、「WTO農業交渉日本提案の概要」というこ

とで、我が国がWTO事務局に提出いたしました提案の概要を掲げてございます。我が国の提案に対しまして、諸外国の反応が前のページの 113ページに記述されております。日本提案に対する各国の反応というところでございまして、そこの3行目にございますが、「EU、韓国等多面的機能フレンズ諸国や一部の中東諸国等からは、農業の多面的機能や食料安全保障等に十分配慮すべきこと等について支持する旨の発言があった一方、ケアンズ諸国や米国等からは、日本の提案は助成・保護の削減という農業協定の長期目標に逆行する極めて保護主義的な内容であるとの厳しい批判があった」という状況にあります。

117ページをごらんいただきたいと思います。先ほどちょっとご紹介申し上げましたけれども、新しい農業交渉、国際交渉が始まることを踏まえまして、参考年表という形で、 農業をめぐる国際交渉等の経緯をまとめてございます。1944年のブレトンウッズ会議で、 戦後の秩序が決められたわけでありますけれども、そういったことから始めて、書いてございます。

続いて、第 章の関係に入りたいと思います。 125ページでございますけれども、 (1) に「我が国農業の構造改革の推進」ということで、「米は需要に応じた生産の転換が進まず、『農業生産の選択的拡大』の妨げとなった面があった」という見出しを掲げておりますけれども、現在の作物別の生産構造を示すものとして、 129ページをごらんいただきたいと思います。品目別にみた農業産出額の農家類型別シェアということで、米からその他まで、各作目について主業農家、準主業農家、副業的農家という農家の属性に応じて、農業総産出額がどの程度占めているのかという表でございます。米以外の作目につきましては、主業農家が果実の71%を除けば、いずれも8割前後、あるいは8割から9割といった水準となるのに対し、米は3分の1強、36%にとどまっている。これが稲作において構造改革がおくれているということのあらわれでございます。

こういったことを背景といたしまして、今後の経営政策のあり方につきまして、 132ページ、 133ページでございますけれども、今後の経営政策の方向を示した「農業構造改革推進のための経営政策」がとりまとめられたということで、今後の経営政策の基本的考え方といたしまして、育成すべき農業経営に施策を集中化、重点化していくといった考え方がとりまとめられたところであります。

そういった施策の重点化をしていく一方で、 139ページをごらんいただきたいのでありますけれども、育成すべき農業経営に近い存在ではないかと考えられるのが主業農家でございますけれども、1995年センサス、2000年センサス、5年間に主業農家、準主業農家、

副業的農家がどのように変化したかというものをみたものでございます。

総じて主業農家という農業にウエートを置いている農家は、副業的農家から離農という 形で、農業から足を洗っていく方向にシフトしていくさまがみてとれるかと思います。これが、構造改革を進めていく一方、実態がこういう状況にあるという点が極めて重大な問題として掲げられるわけであります。こういったことを前提といたしますと、今後の構造政策を進めていく上で、農業に従事する経営体といいましょうか、人をどのように考えていくかということになってくるわけであります。

1つは、外から入ってくる人の関係であります。それが 144ページ、 145ページでございます。 145ページの図 - 11「新規就農者の就農先別割合」でございまして、2つ棒が並んでいます。上段が農家指定、下段が非農家子弟でございます。農家子弟の場合には、ある意味では当たり前なのですけれども、既存農家の家族構成員として就農する。非農家子弟の方はどういう入り方をするかというと、1つは、新規参入による農家の経営主として就農するという形をとるか、もう1つは、農業法人等農家以外の農業事業体に雇用され、就農していくという形をとります。

徐々に非農家子弟の方々が新規就農という形で入ってきている傾向がみてとれるわけでございますので、今後のことを考えますと、最初から経営主で入っていくというのは、初期投資、リスクを考えますと難しい側面がありますので、農業法人に就職して、やがて就農するという形が1つの有力な経路になってくるのではないかということで、左側にそこのことを紹介申し上げています。また、農外からの就農につきましては、147ページにインターネットによる就農の道があるということもご紹介申し上げております。

それから、もう1つの農業の担い手といいますか、主体としてあるのが法人でございまして、157ページ、「株式会社形態の農業生産法人が認められた」というパラグラフでございます。これは、昨年3月に農業生産法人の類型としての株式会社が認められまして、今年の2月現在、全国で15法人になっております。このような農業生産法人制度については、新たな農業展開の可能性を有している一方で、農外資本に経営を支配されることになれば、土地利用規制の強化が実態的にとりがたい我が国の実情等もあり、農地の投機的な取得や水管理、土地利用の混乱につながるおそれがあるなどの農村現場からの懸念の声も依然強いということで、昨年12月に総合規制改革においてとりまとめられた規制改革の推進に関する第8次答申においては、農業の活性化とその健全な担い手をふやす観点から、農業生産法人制度について現行制度や実態について速やかに検証を図り、農業経営の株式

会社化を一層推進するための措置を講ずるべきであるとされ、本答申を最大限に尊重し、 所要の施策に速やかに取り組むことが13年12月18日付で閣議決定されたということでござ います。したがいまして、今後はこうした状況を踏まえて、新たな農業生産法人制度の実 施状況を検証しつつ、将来にわたる農業経営形態のあり方について検討を行っていくこと といたしております。

それから、もう1つ、社会的実態といたしまして集落営農というものがございます。
171ページをごらんいただきたいと思います。これは、その前の 169ページに「集落営農活動が各地で営まれている」ということで、実態をご紹介申し上げまして、 171ページの方で組織としての継続性の確保が重要であるということで、集落営農についての紹介をいたしている部分でございます。主に兼業農家で組織される集落営農は、短期的には構成員の出役等により労働力不足を補完するとともに、集落内の合意に基づく調整機能を通じて、効率的土地利用の実現等に資する手法であるといえる。しかしながら、集落の構成員の合意を基礎として成立している集落営農においては、一般にその組織体制の継続性を保障する仕組みが不十分であり、また、経営をめぐる種々の環境変化に適時適切に対応して、地域の営農の持続的な発展を期していくための原動力に欠ける面がみられるということで、集落営農についていろいろと新しい形のものに取り組んでいく必要があるのではないかということを、ここでご紹介申し上げているわけでございます。

それから、 188ページ、第 2 節が「農産物需給の動向」についてということでございますけれども、ここは、先ほど申し上げましたように、交易条件について分析をしております。

190ページ、191ページをごらんいただきたいと思います。191ページに、図 - 30で 農業の交易条件指数の推移として、平成3年から平成12年までを紹介しております。同じ 色のグラフなので、非常にみずらくて申しわけないのですが、黒三角になっているグラフ が農業生産資材価格指数(総合)を意味しております。ひし形のマークが農産物価格指数を示しています。ここからわかることは、農産物価格指数は需給動向を反映し、あるいは デフレ基調を反映し、近年、下落、低落が続いているということを示しているわけでありますが、それに対しまして農業生産資材価格指数の方は、平成7年を100とした場合に、極めて安定していると申しましょうか、場合によっては平成7年以上の水準で横ばいを続けているということを意味しております。したがいまして、交易条件指数をとりますと、農産物価格指数の下側に黒丸で打っております折れ線グラフ、農業の交易条件指数を表し

たものでございますけれども、こういった形で、ほぼ連年、農業は工業に対して交易条件 が悪化しているということを意味しているわけでございます。

これについての分析が 192ページ、 193ページでございまして、「生産資材価格の引き下げには、高い市場占有率を有する農協系統の経費低減等が重要である」ということで、右側の図 - 31に、農業生産資材の購入先で、肥料、農薬、農業機械について、農協、小売商等のシェアを記しているところでございます。左の4つ目、「このような状況にかんがみれば、農業の交易条件の改善には、農協系統は農業者の協同組織としての原点に立ち返り、高コスト構造の要因分析を踏まえ、流通の合理化による経費縮減や系統内部における事務的経費の削減等を通じてコスト引き下げを図る必要がある」等々について指摘をしているところでございます。

234ページ、235ページをごらんいただきたいと思います。技術の関係でございます。「農業生産の現場を支える技術の開発・普及」ということで、「小麦生産にみる最近の技術開発・普及の取組み」ということ。とりわけ 235ページに掲げましたけれども、「技術の開発・普及に向けて関係者が一体となって取組みが始まっている」ということ。3 行目のところでありますけれども、「小麦の品種開発を例にみると」ということで、群馬県農試が開発しためん用小麦品種の「つるぴかり」が非常に好評を博しているということをご紹介申し上げています。その次のパラグラフが、ホクレン農業協同組合連合会が12年に育成した春まきの小麦品種「春よ恋」。これは製パン適性に優れた春まき小麦でございますけれども、これにつきましても実需者の引きの強い銘柄ということで、こういった形での品種改良が実現していることを紹介申し上げています。

続きまして、第3章の関係でございます。ここにつきましては、先ほど申し上げましたけれども、多面的機能の関係で 271ページ以降、「農業・森林の多面的機能に関する日本学術会議の答申が行われた」ということで、多面的機能の中身の説明を行っております。

第3節の「農村の現状」の関係につきましては、309ページ以降、新たな村づくりに向けた課題と解決方法ということで、開かれた農村社会づくりでありますとか、農村の社会基盤ということで、農村の共通社会基盤の整備を進めるためには、地域住民の参加と関係施策間の連携が必要である。

311ページに、「高齢化への対応」ということで、「農村は高齢者が生涯現役で活きいき生活できる場である」ということ。とりわけ 313ページの「農村における要介護者への対応をめぐる課題」の上の段でございますけれども、我が国の平均に先んじて高齢化が進

行する農村において、高齢者が長年培った知識や豊かな能力を生かし、生涯現役として活きいきと活躍できる環境づくりの取組みは、今後、高齢化社会を迎える我が国全体の生活環境施設の整備のあり方を考えるうえでも貴重な経験であり、国民全体の課題として取り組むことが重要であるといった指摘をいたしております。

第4節の関係で、都市と農村の交流のありようといたしまして、331ページ以降、その具体的な取り組みをご紹介申し上げております。都市と農村の共生・対流の活発化に向けて、都市・農村交流の取組みが進展しているということで、例えば333ページに「地域の生産者等のグループが主体となって進める都市農村交流」でありますとか、335ページでは、「都市農村交流を進めるうえでグリーンツーリズムが注目されている」ということ。あるいは、337ページのパラグラフでは「多用な形での共生・対流の取組みが進んでいる」ということで、具体的には338ページのところでございますけれども、まず長野県飯田市の「ワーキングホリデー」の取組みでありますとか、奈良県明日香村の「都市農村交流型オーナー制度」、これは棚田の関係でございます。あるいは、京都府綾部市の「里山文化活動」。栃木県河内町の「グラウンドワーク活動」といったようなことであります。

さらに、新しい動きとしては 338ページの事例にありますように、新たな交流の形態としての「ボラバイト」という形のものでございまして、その仕事内容も農作業にとどまらず、民宿の手伝いから介助までと幅広く、長期休暇を利用する学生、週末の休日だけ参加する社会人等、参加の形態はさまざまになっているという活動が起こりつつあるところでございます。

340ページに、これは農業の多面的機能のまさに一環にもなりますが、「市民農園は都市住民にとって身近な「心身のいやし」の場となっている」ということをご紹介申し上げまして、341ページに、福岡市の「転作田を活用した園芸療法への取組み」をご紹介しているところでございます。

なお、 343ページに、先ほどの「ワーキングホリデー」について紹介いたしました長野 県飯田市の取り組みをご紹介いたしているところでございます。

以上が、今年度の動向編及び14年度において講じようとする施策の概要、あらましでございます。

今村会長 膨大な資料をうまく説明いただいてありがとうございました。

それでは、平成14年度において講じようとする食料・農業・農村施策(案)につきまし

ては、甲斐諭委員を部会長とする施策部会が開かれまして、検討にご尽力いただいてまいりましたけれども、甲斐部会長から施策部会での審議などについてご説明いただきたいと思います。よろしくお願いします。

#### 施策部会審議経過報告

甲斐(諭)施策部会長 それでは、施策部会における平成14年度において講じようと する食料・農業・農村施策の審議経過をご報告いたします。

この講じようとする施策は、食料・農業・農村の動向を踏まえ、政府として本年度の食料・農業・農村施策の取り組み方針を明らかにするものであります。食料・農業・農村基本法上、食料・農業・農村施策は、食料・農業・農村基本計画に沿って総合的かつ計画的に推進することとされておりまして、現在の基本計画は平成12年3月に策定されております。したがいまして、今回施策部会において審議を行った平成14年度において講じようとする食料・農業・農村施策は、この基本計画に即した施策の具体化に向けた14年度における取り組み方針と位置づけられるものであると考えられます。

平成13年度における施策部会の審議経過を、順を追ってご説明申し上げます。昨年度の施策部会は4回にわたって審議を行いました。まず、昨年度第1回目の施策部会といたしまして、平成13年7月12日に第2回施策部会が開催されました。ここでは、各府省における平成14年度予算の概算要求、とりまとめの時期に当たって、14年度予算要求に向けた基本的考え方についてのご説明を願いまして、これらも踏まえて講じようとする施策の策定に向けた基本的考え方をご議論いただきました。この際の審議において、14年度において講じようとする施策について、基本計画に沿って具体化される各府省の予算、法律制度等を総合的にとりまとめることなどの作成の基本的考え方の整理を行ったところでございます。また、経営所得安定対策の必要性。それから、水の役割をはじめとする地球環境の視点の重要性、農村の情報化、食料の安全保障、食生活指針等施策のPRのあり方についての意見が交わされました。

次に、平成13年10月15日に、第3回施策部会が開催されました。ここでは基本法上、講じようとする施策の策定の際に考慮すべきこととされている食料・農業・農村の現状等を事務局から聴取するとともに、各府省において財政当局と調整中の食料・農業・農村関連施策のポイントの説明を受けました。さらに、6月に閣議決定された今後の経済財政運営

及び経済社会の構造改革に関する基本方針、いわゆる「骨太の方針」を受けて作成された「食料の安定供給と美しい国づくりに向けた基本プラン」の説明を受け、これを踏まえて平成14年度において講じようとする食料・農業・農村施策の具体的な構成についてご議論いただきました。

この議論の結果、構成につきましては、現状の変化を踏まえて、政府全体の構造改革の取組みと整合する重点プランに即して整理することとされました。また、BSE等への国民理解の促進や「食」や「農」に関する教育の重要性、麦・大豆の生産拡大とミスマッチの課題などにつきましても意見が交わされました。この後、平成14年3月1日に、第4回施策部会が開催されました。ここでは食料・農業・農村の現状について、「食料・農業・農村の動向に関する年次報告の案の要旨」等に基づくご説明を事務局から聴取いたしました。

また、これを考慮しつつ、第3回の施策部会において審議を行った構成のもとに、昨年末にとりまとめられた平成14年度政府予算(案)の内容をとりまとめた「平成14年度において講じようとする食料・農業・農村施策(案)」について議論を行いましたが、同案については、食品の安全性確保についての施策をまとめて記述し、国民に対してアピールするような構成にするべきであるとの意見がありまして、施策部会を追加開催して、再度審議を行うこととされました。

この部会におきましては、食品表示等についての消費者教育の重要性、新規就農の促進のあり方、耕畜連携の重要性、食品廃棄物の循環利用システム構築の必要性、農業者と食品産業の連携の条件、トレーサビリティの考え方、WTOにおける途上国との協力のあり方、農業文化の重要性についての指摘があったほか、米飯給食についての意見、食料自給率の確保のために必要な食生活のあり方、食料援助と国際価格の分析の精査の必要性、集落営農の評価の必要性など、広範な分野にわたる意見が聞かれました。

最後に、平成14年3月27日に第5回施策部会が開催されて、ここで4回にわたる意見を踏まえて、食品の安全性と品質の確保を特集として追加した「平成14年度において講じようとする食料・農業・農村施策(案)」について議論が行われ、その結果、同案については、おおむね各委員のご了承をいただいたところであります。

今、お手元に配付されております資料の平成14年度において講じようとする食料・農業・農村施策の案は、以上、ご紹介いたしました審議を経てとりまとめられた資料につきまして、さらに内容を精査し、私が事務局の協力を経て若干の修正を加えたものであります。

最後になりましたが、今年度講じようとする施策の審議については、政府の構造改革とのとりまとめの整合性や、BSE発生後の食品の安全性の確保が政府の喫緊の課題となったことに対する配慮によりまして、構成に関する議論が重ねて行われ、部会の追加開催も行われるという経過となりましたが、各委員のご協力によりまして有意義な議論を行うことができまして、感謝しているところであります。

以上、審議の経過等についてご報告申し上げました。

今村会長 どうもありがとうございました。ただいま、武本企画評価課長の説明及び 甲斐施策部会長からの報告をいただきました。ただいまの報告を基にしまして、これから 委員の皆様からご意見、ご質疑をいただきたいと思います。速記の関係もありますので、 挙手いただき、私から指名した上でご発言いただきたいと思います。よろしくお願いしま す。

それでは、どなたからでもどうぞ。大堀委員。

#### 質疑

大堀委員 健康な体を維持するために、食の安全・安心は当然の要求だと思っております。また、生産する側、流通側も、それを重点的に整備しながら対応することが当然の 責務だと思っております。しかし、さきに農林水産大臣、さらには報告の11ページにも出ておりますけれども、それがために行政を消費者に基軸を置いたものに変えていくというお話があり、ここにも報告されておりますが、私からすれば、問題の基本的な解決になるのかという考え方を持ちます。と申しますことは、この問題を解決するためには、消費者に行政の基軸を移しても達成できるものではないと思っております。

これは、あくまでも安全・安心を追求した生産、流通、販売をすることが基本であって、例えばBSEの問題が多く出ておりますけれども、これも行政の機能がしっかりしていれば発生する問題ではなかったのです。それらをも全然隠蔽 隠蔽という言葉が妥当がどうか、その問題を確実にみないで消費者に気遣うことについては、私は納得できない、そう思います。さらに、生産、いわゆる自給率の向上とどのような整合性を持たせるのかについても質問したいと思います。お願いします。

今村会長 それでは、武本課長。

武本企画評価課長 農林水産行政の軸足を消費者の方に大きく移すとあります。大臣はあいさつで、消費者に軸を置いた農林水産行政という言い方もされておられましたけれども、それによって来るところのものというのは、どんな産業においても、最終的に消費する消費者に対応した生産を行っていくことにほかならないわけでありまして、今回のBSEの教訓、あるいは食品の表示の問題もそうなのでありますが、消費者が信頼しない産業といいましょうか、事業というのは存続ができないほど大打撃を受けるということがはっきりしたということだろうと思うわけであります。そういった意味では、消費者に軸足を置いて、食の安全・安心の回復を図っていくことが、とりもなおさず国内生産の保護、振興につながるものにほかならないという考え方でございます。

もう1つは、自給率向上の関係でございますけれども、これも消費者がどこの食料を嗜好していくのかということになりますので、結局国内産のものを食べていただかないと自給率向上につながらないわけであります。そういった意味で、消費者のニーズに沿った生産をしていただくことも消費者に軸足を置いた行政になってくるだろうと思っておりますので、自給率向上との整合性もむしろよりはっきりしてくるのではないかと思っております。

大堀委員 安心・安全は、私からすれば当然の責務だということが前提なのです。今の話はそれだけなのです。消費者の方々にそれが受け入れられなければ、生産も何もないのだということなのです。当然だと思います。ですから、安心して食していただけるようなものをどう生産するか、これが最大の課題だと思うのです。これは流通も含める、販売も含める、当然だと思っております。イコール消費者に基軸を移す政策にするということについては、そのほかの部分はどうなるのかということになるわけですから、私は納得できないといっているわけです。しかも、国内の自給率を高めるということと、それがどのように整合性を保つか。今のお話では、自給率の向上にはつながるとは思えないということであります。

今村会長 ご意見としてお伺いしておくことにいたしまして、そのほかございましょうか。どうぞ、中村委員。

中村委員 この14年度の講じようとする施策につきまして拝見いたしまして、目的そのものは大変結構で、特に異論はございませんけれども、これを具体化して実際の施策を講じる際に、1つ要望として申し上げておきますけれども、全体的に環境への配慮みたいなものがだんだん強まってきているということは、循環型とかなんとかを含めて論をまたないところですが、その際に、日本の特質みたいなものを十分に考慮していただいたらいいのではないか。

具体的にどういうことかといいますと、水田でございますけれども、水田の中でも特に私が注目いたしますのは水路でございます。日本の水田の開発というのは、戦国時代以来営々となされまして、そのためのインフラストラクチャーの整理などというのを戦国時代、江戸時代を通じてずっとなされてきまして、コンクリート張りの、環境にフレンドリーでない水路ができるようになったのはここ20、30年とかそんなものでございます。もっと環境をフレンドリーにするということは非常に重要なことで、特に生物系を大事にするという点で非常に有効だろうと思います。

ここにもどこか書いてありましたけれども、日本全国での水路の長さは4万キロメートルにもなるそうでありまして、大変大きいものがあるわけです。特に浅い水というのは、生物系の保全に対して大変に有効なものでございますので、単にこういう施策を講じるときに、ヨーロッパ型の環境保護を学ぶのはいいのですけれども、それだけではなくて、日本特有の水田、特に水路を重視した、そういうところにポイント置いて、実際の施策を講じていただけたら大変幸いと思いまして、要望を申し上げようと思いました。

今村会長 では、ご意見と承ってよろしゅうございますか。では、そのほか、山田委員。

山田(陽)委員 私は質問なのですけれども、今この場でこれを聞いていいのかどうかよくわからないのですが、昨年度白書につきまして、墨字しかないのかという質問をいたしました。それで視覚障害者ですとか、聴覚障害者ですとか、十分な情報が行き渡らない方たちのために、点字とかテープ、あるいは日本語をもたないろう者には、手話によるビデオができたらパーフェクトなのです。それをお願いいたしまして、昨年度は無理なのだけれども、次年度はできますというお答えをたしか私はいただいたと思うのです。それ

につきまして、どのような方法でやっていただけるのかということです。

先ほど大堀委員がおっしゃったことが、私、十分理解できないのですけれども、消費者には本当に情報が行き渡ってないのです。生産していらっしゃる方は、例えば消費について 100もっているものが、それが消費者に届くところは本当にごくごくわずかで、そのわずかさえもとれない方たちがいるというところで、私は本当に消費者サイドに軸足を置いた行政をやっていただけるということを大変期待しておりますが、それも含めてどういった方法でこの白書がそういった障害者の方たちに伝えられるのかということをお答えいただきたいと思います。

今村会長 武本課長。

武本企画評価課長 山田委員から、昨年ご指摘を受けまして、視覚障害者用のテープ の作成について、ご指摘を受けながら、取り組んでいきたいと思います。またいろいろご 指摘いただければと思います。

今村会長 そのほか。どうぞ、甲斐麗子委員。

甲斐(麗)委員 先ほど中村委員から、具体化の際の要望とおっしゃられましたけれども、これは大変な結構なことがたくさん盛られておりまして、このとおりに実行できたらいいなと思いますが、具体化になりますときに、一番最初にあります理念がそのまま伝わるかというと、結構伝わらない場合もあるということで、もう14年度で表示とかいろいるな問題で動き出しているところがあるのです。そこら辺のところで、消費者の声を吸い上げるというようなことがうたってありますが、果たしてそのようになっていくかどうか。委員の数も少ないですし、動き始めている委員会の中で、どのように話し合いが進められていくかというのを透明にして、みんなで考えていけるようにしないといけないと思うのですが、そういう委員会は全部公開になっておりますでしょうか。

今村会長 質問でございますね。

武本企画評価課長 食料・農業・農村政策審議会の場合は、価格を決定するという生

産部会の一部を除いて基本的に公開で行われております。

今村会長 よろしゅうございますね。いろいろな検討会、研究会などありますが、ほとんどすべて公開されておりますので、アクセスしてみていただきたいと思います。どうぞ。

増田委員 体験学習について質問させていただきます。畜産問題にしましても、畑作の問題にしても、体験学習とか食農教育というのはかなり浮上してきているように思うので、これは大変好ましいことだと思うのですけれども、教育現場、特に文部科学省との連携とか、一部言葉で出てきておりますが、観光振興の強化ということになると、これは国土交通省でしょうか。他省庁との連携ということまで含めて強化していこう、進めていこうという方針になっているのかどうか確認させていただくと同時に、教育現場との連携というのは、これからとても大事な視点になってくると思うのですが、その辺のことを伺いたいと思います。

今村会長 では、経営局長。

川村経営局長 体験学習の関係は、経営局が担当いたしておりまして、今おっしゃったとおり、他省庁との連携が非常に大事になります。特に、完全週5日制にもなりましたし、総合学習の時間で体験学習にも取り組まれるということでもありますので、私どもとしては、それを強力に進めていきたいということです。文部科学省とも定期的な意見交換の場をもっておりまして、農林水産省がどういうことをやり、文部科学省がどういうことをやらっておられるかということの意見交換。それから、農業団体の方も、こういうのは非常に大事だということで、協議会もできておりますので、これに農林水産省と文部科学省が一緒に出まして、マニュアルをつくったり、パンフレットをつくったりということで、いろいろな面で取り組んでいるところでございます。

今村会長 よろしゅうございますか。平野委員。

平野委員 消費者の部屋についてお伺いしたいと思います。先日、私も伺ったのです

が、大変狭いスペースの割には充実した展示なども行っていて、あそこに入れば何か身につけて帰ることができるという思いがわいたので、多くの方が利用すればいいのにと思ったのです。また、平成14年度において講じようとする資料の30ページに載っていますけれども、相談のコーナーも設けたり、子供の相談電話による対応なども、と書いてあって、これも本当に活発化したらいいと思っているのです。今のように、出入りのチェックが非常に厳しいと入りたくても入れなくて...。もう少し気軽に入ることのできるルートが確保できないだろうかと思ったのです。例えば、NHKにも「スタジオパーク」 あれはもっと大きな施設ですが があるのですけれども、一般の人が気軽に見学できるようになって、いろいろなシステムを知ることができるようになっています。外からもっと親しんで足を踏み入れられるようなルートが確保できないかと思ったのですが、いかがでしょうか。

今村会長 食料政策課長。

臼杵食料政策課長 食料政策課長でございますが、消費者の相談につきましては、消費者の部屋を設けておりまして例えば夏休みなどには子供の宿題に対応できますように、相談員なども人数を多くして充実に努めているところでございます。

それから、先ほどの出入りの関係ですが、昨年9月の米国でのテロ事件との関係がございまして、テロ対策として、我が省におきましても、かつて我が省は身分証明書のない消費者の方、生産者の方でも入れるという役所であったのですが、現在入口でチェックがあります。いたし方ない面もあるかもしれませんが、消費者の部屋については、こういう展示をやっているということの普及に努めてまいりたいと思いますので、よろしくお願いします。

今村会長 よろしゅうございますか。稲田委員。

稲田委員 2点ばかりお願い申し上げます。

平成14年度に講じようとする施策は、非常によくまとめられていると思います。これを 実施ていく上において、新規就農者の参入に関して資料3ページ (1)の (ア)の の真ん中 辺、「他産業並みの労働時間で他産業とそん色のない生涯所得を目指す」という記述がご ざいます。新規就農の方というのは、私もそうでしたけれども、非常にロマンを求めて入ってくるものでありまして、その中において収益というものが農業に飛び込んでから非常にネックになっている部分でもあります。そこら辺のところ、農産物、水産物も一緒でしょうけれども、我々が価格を決められないものであります。工業製品とは違うものでありますので、そこら辺のところを他産業と遜色ない生涯所得を実現できるような進め方をぜひしていただきたいと思います。

それともう1点です。消費者に軸足を移した農林水産行政ということを先ほど大堀委員もご指摘ありましたけれども、完全に軸足を移していただくと、ちょっと我々としても困るというような気持ちがあります。先ほども申し上げたように、工業製品と違いまして、農産物は我々が自由に価格を決められないものでございます。確かに、消費者の皆様は、安全、安心、そして安いというものを求められていると思いますけれども、一方、反しまして我々は、安全、安心、そして適正な価格を認めていただきたいという気持ちがございますので、そこのところを両方うまく立てた行政をぜひお願いしたいと思います。以上です。

今村会長 ご要望ということでよろしゅうございましょうか。それではそのほか。甲斐(麗)委員。

甲斐(麗)委員 先ほど文部科学省との連携というのが出ましたけれども、環境省の方で、私もよく存じませんでしたけれども、温暖化のことで環境を考えようということで「環の国くらし会議」とかというのが立ち上がっているようですが、農業、グリーン・ツーリズムや何かと一致するような部分が随分あるように思うのです。そういうところは、環境省さんと農水省さんとは連携をとっていらっしゃるのか。ここの委員の中でお出ましになっている方があるのではないかと思うのですけれども、やはり連携をとっていただけたらありがたいと思います。目指すところは同じようなことがたくさん書いてありました。

今村会長 では、どうぞ。

武本企画評価課長 動向編でいきますと、327ページですか。「自然との共生に向けた取組みが必要である」ということで、このパラグラフはずっと書いてございます。中身

は、土地改良法を改正いたしまして、環境を配慮するということを目的に入れたということなのでありますけれども、この点につきましては、農林水産省だけがやるのではなく、 環境省とも連携をとりながら、まさに、自然再生事業といったようなものの議論を行っているところなのであります。ここに書き込んでおりますようなことをより効果的に実施するための連携を行っているところでありますし、そのために、担当課長クラスの定期的な意見交換の場を設けております。

今村会長 よろしゅうございますか。それでは、時間がおおむね来たものですから、この辺でご質疑、ご意見を打ち切らせていただきます。生源寺委員がどうしても公務のために中途で退席するのでということで、私の手元に意見書を出していきました。ちょっと長いのですが、読み上げさせていただきます。

「講じようとする施策の2ページの最後の行に、『都市と変わらない社会基盤の下での生活や仕事』という表現がありますが、文字どおり、都市と変わらない社会基盤の実現を目指すことは非現実的であり、かつ望ましいことであるとは思われません。例えば、総合的にみて、都市とそん色のない社会基盤といった表現に修正してはいかがかと考えます。 ご検討いただければ幸いです」ということを書いてあります。今読んだことで大体意味がわかると思いますけれども、この辺を含めて、これはここでいろいろ議論しても始まりませんので、できたら、会長にご一任いただければありがたいと思います。

それで、先ほどの武部農林水産大臣からの諮問に対して答申することになっておりますけれども、私の方で答申案を用意いたしましたので、それをお配りしたいと思います。配った上で事務局から答申案を読み上げていただきたいと思います。

よろしいでしょうか。私から読み上げさせていただきます。

農林水産大臣 武部 勤殿

13食農審第70号 平成14年4月22日

食料・農業・農村政策審議会会長 今村奈良臣

平成14年度において講じようとする食料・農業・農村施策の答申について

平成14年4月22日付け14企第53号をもって諮問のあった「平成14年度において講じようとする食料・農業・農村施策」について、下記のとおり答申します。

記

平成14年度において講じようとする食料・農業・農村施策について、別紙のとおり定めることが適当である。

ということで、別紙はこの答申案文でございますけれども、これについて、何か字句の修正その他含めて、若干、生源寺委員からも出ておりましたけれども、そういうことを含めて修正部分については私にご一任いただいた上で、この答申をお認めいただきたいと思いますが、いかがでございましょうか。

### [「異議なし」の声あり]

今村会長 ありがとうございました。それでは、そのように取り計らわせていただきます。また、お配りした答申案を当審議会の決定として、答申を農林水産大臣に提出させていただきます。

それでは、武部農林水産大臣がおりませんので、官房長に代理で受け取っていただきます。

#### [ 答申案手交]

今村会長 それでは、官房長からごあいさついただきたいと思います。

田原官房長 今村会長はじめ専門委員の皆様におかれましては、熱心なご議論、ご討議をいただきまして、心から御礼を申し上げます。ただいまいただきました答申につきましては、早速大臣に渡しまして、今後できる限り早く閣議決定を行いたいと思っております。

これまで賜りました会長はじめ専門委員の皆様方のご尽力に対しまして、重ねて御礼申 し上げますとともに、今後とも、農政の推進につきましては、ご指導、ご鞭撻をいただき ますよう心からお願い申し上げます。きょうは本当にどうもありがとうございました。

今村会長 ありがとうございました。

それでは、これで本審議会の議事は終わるのですけれども、せっかくの機会でございますので、先日、農林水産省より発表されました「食」と「農」の再生プランについて、事務局からご説明を受けたいと思います。皆さん、もうご存じの方もいるかと思いますけれども、話を聞くというのは、また別だと思いますので、今、資料を配りますので、武本企画評価課長から説明させますが、よろしくお願いします。

### 資料説明

武本企画評価課長 ただいま資料配付をさせていただきましたが、「食」と「農」の再生プランという、4月11日に農林水産大臣が公表したものでございます。基本的な考え方につきましては、先ほどの大臣のあいさつの中にも盛り込まれておりましたので、私からは、このプランにつきまして、今後具体化に向けてどのような段取りで行っていくかを中心にご説明申し上げます。

この「食」と「農」の再生プランですが、これはいうまでもなく、4つの理念に基づく食料・農業・農村基本法、あるいは、平成22年までを目標年次とする基本計画に基本的に即したものでございます。ただ、直接的な動機が昨年9月のBSEの患畜の発生なり、あるいは、ことし1月の大手食品会社の偽装表示といったものによりまして、国民の方々の食の安全・安心に対する信頼感が失墜してしまったという問題意識のもと、早急に信頼感を回復していくことが何よりも重要であるという観点から、特に「食」の安全・安心という切り口を中心にとりまとめたものでございます。したがいまして、食料自給率向上について、ここに言葉としては入っておりませんけれども、当然、農政の最重要課題でございます自給率向上というものは、豪も変わるものではないという位置づけでございます。

この「食」と「農」の再生プランの真ん中にございます「食の安全と安心の確保」、このことを通じまして、消費者の食に対する信頼の回復を図っていくこと、そのために重要と考えております施策の5本の柱をそこに掲げております。

こういった食を具体的に支えるのが農業でございます。この農業の構造改革につきまして、左側に構造改革を加速化するということを掲げております。こういった構造改革を通じて、より安価で良質な食の安定供給を実現していきたいと考えております。このことを通じて、消費者の支持と理解を確保していきたいと考えている次第でございます。

また、このような農業の発展にとって、その基盤でございます農村地域の活性化を実現していく観点から、右側にございます「都市と農山漁村の共生・対流」という循環型社会の構築を通じて、その実現を図ってまいりたいということでございます。

いずれも大臣のごあいさつの中にもあったかと思いますけれども、これらの再生プランは設計図という位置づけで、私ども公表した次第でございます。設計図に対しまして、広く国民の方々のご意見をちょうだいし、あるいはご提言をいただきながら、内容についての具体化を図ってまいりたいと考えている次第でございます。

当面のスケジュールといたしましては、6月末までには、このプランの具体化に向けた工程表といったものをまとめていきたいと考えているところでございます。ここに掲げております中身につきましては、14年度予算の工夫によりまして対応することのできるものもございますが、基本的には15年度の予算なり、組織なり、法制度といったもので対応していく必要があろうかと思っておりますけれども、中には、引き続き16年度以降も取り組む必要のあるものもございます。そういった意味で、14年度、15年度、16年度といった期間の工程表を明らかにいたしまして、具体的な道筋を公表してまいりたいと考えている次第でございます。今後、当審議会を含めて広く国民の方々のご意見をちょうだいしてまいりたいと考えているところでございます。

あと、幾つかの点について簡単に触れますと、真ん中の柱の「食の安全と安心の確保」の1番目の「食の安全と安心のための法整備と行政組織の構築」。これは、先ほども白書でも申し上げましたし、大臣のあいさつの中にもございますけれども、新しい食品安全行政組織の構築を実現していくというものでございまして、関係閣僚会議が設置されているものでございます。

下から2番目の「JAS法改正で食品表示の信頼回復」につきましては、表示制度の一元的な検討といったようなもの、そういったことを検討することにいたしておりますけれども、当面の課題といたしましては、虚偽表示に対する公表やペナルティーを強化していくという観点から、今国会にJAS法改正法案を提出し、罰則の強化を図っていくことといたしている部分でございます。

左側が構造改革の加速化ということで、「経営の法人化で拓く構造改革」でありますとか、白書にも触れておりますけれども、コメなど水田農業の構造改革についての関係、あるいは「構造改革に伴うセーフティーネットの創設」ということで、経営所得安定対策等につきましても、先ほど申し上げました工程表の中で、そのタイムスケジュールを明らかにしてまいりたいと考えている次第でございます。

あと右側の関係では、下から2番目の「地球にやさしい生物エネルギー・資源の有効利用」ということで、ゼロエミッションを実行しますということですが、具体的にはバイオマスエネルギーの関係でございます。地球温暖化防止の観点からは、バイオマスをエネルギー的に利用することにより、化石燃料の使用を節約するということが CO2の排出の抑制につながるということでありますし、バイオマスそのものは農林水産関係がその大もとになっておりますので、そういったものにつきましても、農林水産省として積極的に取り組んでまいりたいと考えているところでございます。

以上、簡単でございますが、「食」と「農」の再生プランの説明とさせていただきます。

今村会長 ありがとうございました。若干時間ございますが、何かご質問ございましたら、お伺いいたします。はい、日和佐委員。

日和佐委員 質問ではありませんけれども、感想といいますか、意見といいますかというようなものです。ここにも、消費者に軸足を移した農林水産行政ということで、全面的に表記してあります。そのことについて、生産者組織の方からいかがなものかというご意見が出されました。私はそのことが非常にショックでございました。

今の状況をみますと、消費者はBSE以降起こりました偽装表示の問題も含めて、食品の安全行政に対して非常に大きな不信感を抱いているということですし、また一方では、そのようなことを惹起した企業が倒産、解散という形に至っているということは、何を選んで買うかというバイイングパワーを消費者が持っているということをはっきり示したということだと思います。消費者は選んで買うわけです。ですから、その選択にたえる商品を供給していかなければならない。やはりそれは信頼だと思います。そういうことが、今非常に求められているわけでして、決してこのことは生産者を無視するということではないと思います。

やはり重要なことは、安全で安いものをつくれと生産者にいっているわけではありませ

んけれども、安全だからすごく高くてもいいだろうということでは、一方では、なかなか 消費者の支持は得られないという意味合いも含んでいると思います。自給率等のことを考 えますと、この表の一番右側、都市と農山漁村の対流、ここが非常に重要なことになって きていると思っています。これが今、余りにも離れ過ぎてしまっているのです。乖離して しまっていて、消費者は生産現場のことをよくわかっていないということも一方では起き ています。

ですから、これは本当に抜本的な改革で、今日、明日、2ヵ月や3ヵ月で達成することではありませんけれども、やはりこのことをみんなで真剣に取り組んでいかなければ、日本の農業も非常に難しい状況を迎えざるを得なくなると思います。ここでは、やはり生産者と消費者が情報を交流し合って、そして、お互いに共生していく道を探るということが非常に重要になってくるわけですので、そのあたりもぜひお考えいただきたいと思いました。

今村会長 ありがとうございました。齋藤さん。

齋藤専門委員 この再生プラン、大変興味深く拝見しておりますが、まず、多少ひっかかりますのは、我々フードシステム学会というのをやっているのですけれども、消費者第一のフードシステムとは何だろう。すぐにいえば、わからないのでございます。効率性、安定性、安全性ですが、それと、それなりの構成する主体のパートナーシップの関係、幾つかあるわけでございます。それができるだけ体系的に盛り込まれているということで評価がされるわけでございますが、今回のあれは、消費サイドについては大変いいのです。説明が多少できているのですけれども、食品産業が必ず抜け落ちるのです。これをどのような形で位置づけてやっていくか。

例えば、食品偽造の問題につきましても、翌日には、ある外食などは取引をストップしているわけでございます。非常に危機的な様相が結構ございます。つまり、フードシステムといっている以上、もうちょっとまとまった説明をいただきたいということが1つでございます。

それと、トレーサビリティは結構でございます。安全性と一体化したトレーサビリティはいいのでございますが、ただ単にトレーサビリティを追求すると、どの程度のコスト負担が発生するか。そのコスト負担をどうするのか。さらに、例えば水田では1筆ごと、畜

産でも野菜でも1筆ごと、あるいは1頭ごとにこれを確認していくと、膨大なコストと流通システムそのものの大きな変革を招くわけでございます。その辺まで考えられているのかどうかということでございます。

それと、食育教育は結構でございますが、これは基本的に生協レベルで農法の開示まで含めて交流を促進していく。つまり、交流がかなり先に進んでいく形でこれを位置づけるのならいいのですけれども、ただ単に食農ということで、コミュニケーションというだけでは、なかなか済まない問題があるのではないかということで、もっと深めたような交流のシステムのあり方を検討すべきではないか。リスクコミュニケーションも非常にわかりにくい言葉でございます。

それと、最後の問題でございますが、ブランド日本。これまた意味がよくわかりません。 つまり、食文化、地産地消の特色を生かし云々ということでございますが、高コスト構造 を是正する。むしろ高コストをつくるのではないでしょうか。これはやはり効率的な、あ るいはパートナーシップがあるようなフードシステムということを念頭に置きませんと、 相互の関連性がよくわからないわけで、非常に誤解を生む可能性があると率直感じた次第 でございます。

今村会長 では、坂本委員。

坂本専門委員 時間もありませんので、会長にお願いがございますが、先ほどから自 給率が気になるというお話と、私は今、仲間内の中で、先ほどもご報告にありましたよう に、中国、韓国というのはもうじき産地だねと。そうした中で、私どもは農業、農村の立 場ですから、これからそれを果たしていかなければならない。自給率を上げていかなけれ ばならない。私は、そのためには、もう抜本的な問題である農地改革、農地構造というこ とと生産構造、それから農村集落等含めた構造にも手をつけなければならないという気持 ちがあるわけでございます。

そうした意味から、今、先生方からいろいろなご意見がありましたけれども、この「食」と「農」の再生プランというのは時を得た、私は非常に楽しみにしております。これがどのようにこれから具現化されていくか、私も興味がありまして、ここで1日発言する時間はございませんので、文章にはなっていませんけれども、メモをつくってきたわけなのですが、もし会長がお許しいただければ提出したいと思うのです。参考的な私たちの

意見なのですが、いかがでございましょうか。

今村会長 それでは、皆さんに読んでもらって。

坂本専門委員 ありがとうございました。それで私の方の意見は終わりたいと思います。

今村会長 そのほか、ご意見あるかもしれませんが、ちょっと時間が来てしまいましたので、どうぞ簡潔にお願いします。山田(俊)委員。

山田(俊)委員 第1点目のご質問ですが、本日審議会におきまして、それぞれ動向なり、今後講じようとする施策なりをご提示いただきまして、議論させていただきました。もちろん、ここへ来るまでは、何回かにわたりまして分科会も開かせてもらって、意見を述べてきた経緯があるわけですが、この「食」と「農」の再生プランとの関連はいかがなのかということが気になります。この審議会として、例えば、こういう部分のご提案に対してどういうかかわり方をするか。本日ご説明をいただきましたが、関連性はどうなのかというのが1点です。

第2点は、とりわけ再生プランの左側に、「農業の構造改革を加速化」ということで書いてございまして、もちろん、その構造改革の必要性なり、加速化につきまして、十分その必要性は承知しているわけでありますが、基本的に農村地域ないしは地域社会の安定というためには、家族経営が主体となって持続性のある農業経営をどうつくり上げるかということが基本的な我々の観点といいますか、基本的な農業政策、農政の方向だったと思うのです。その中で簡単に、農業経営の株式会社化等と書いてありましたり、農地法の見直しであったり、農地の利用の諸規制の市町村主体への枠組みへの移行というように整理されているわけであります。この点については、きょう議論しました動向なり講ずる施策におきましても、多くの経緯ないしは課題がありますから、かなり注意深く整理されているわけです。しかしながら、そういう観点からしますと、この再生プランのそれぞれの項目を補足しております資料をみましても、必ずしもそこは十分ではないと認識をいたします。そういう観点から、今後、これをどういう形でお進めになるのかということについて、

そついつ観点から、今後、これをとついつ形でお進めになるのかといっことについて、 お聞かせ願えたらと思います。 以上です。

今村会長 では私から、その点、取り扱いについてお答えしたいと思います。これから新しい年度に入りまして、この審議会の企画部会、あるいは施策部会、これは順次6月ごろから開かれていくことになると思います。そこで、きょうは時間もございません。ただ説明だけでしたので、中身に立ち入って質疑、討論、また新たなご提案などを含めてご議論いただく機会を設けたいと思います。それでよろしゅうございましょうか。そのような取り扱いで、今日の審議会とは区切って、参考までにご意見等ご紹介いただいたということでございまして、中身にわたっては、これから6、7月ごろから取り組みたいと思います。よろしゅうございましょうか。

### 〔「異議なし」の声あり〕

今村会長 それでは、本日は、大変有意義なご議論いただきましてありがとうございました。事務局の方から、特にございますか〔「ございません」の声あり〕。

それでは、ちょうど定刻になりましたので、これで終わらせていただきます。ありがとうございました。

#### 食料・農業・農村政策審議会名簿

(委員) あ か し よういち 明石 要一 千葉大学教育学部教授 い な だ かずひこ 農業・(有)エルパック専務取締役 稲 田 和彦 いまむら ならおみ 今 村 奈良臣 東京大学名誉教授 えがしら くにお 邦 雄 江 頭 味の素(株)代表取締役社長 さとし おおほり 宮城県農業協同組合中央会会長・みやぎ亘理農業協同組合代表理事会長 大 堀 哲 さとし か L١ 諭 甲 斐 九州大学大学院農学研究院教授 いれいこ か 甲斐麗子 主婦連合会副会長 いさお くろかわ 黒河 功 北海道大学大学院農学研究科教授 さかもと も と こ 坂 本 元 子 和洋女子大学大学院教授総合生活研究科長 しょうげんじ しんいち 生源寺 真一 東京大学大学院農学生命科学研究科教授 かっとし す ず き 鈴 木 勝 利 日本労働組合総連合会副会長・電機連合中央執行委員長 たけうち かずひこ 東京大学大学院農学生命科学研究科教授 武内 和彦 たじま よしひろ 学習院大学名誉教授 田島 義博 たなか かずひろ 田中 一 博 (株)グリーンエンジニアリング代表取締役 とよだ たかし 豊田 降 東京農工大学大学院農学研究科教授 なかむら りょうた 中村良太 日本大学生物資源科学部教授 ういちろう に ゎ 丹 羽 宇一郎 伊藤忠商事(株)代表取締役社長 はま 74 7 浜 美枝 女優 はやし てつや 林 哲 也 山口県農業会議会長 **ひらの** け い こ 平 野 啓 子 語り部・テレビキャスター ひ わ さ の ぶ こ 日和佐 信子 全国消費者団体連絡会事務局長 たけし ほ り え 堀江 武 京都大学大学院農学研究科教授 まえかわ ゆたか 豊 前川 慶應義塾大学名誉教授 ますだあつこ 増 田 淳 子 (株) N H K ソフトウェア・エグゼクティブ・プロデューサー しげる も り ち 森 地 茂 東京大学大学院工学系研究科教授 ぎ ひろのり 宏典 八木 東京大学大学院農学生命科学研究科教授 としぉ や ま だ 俊 男 山田 全国農業協同組合中央会専務理事 や ま だ ようこ 山 田 陽子 主婦(消費生活アドバイザー) ようろう た け し 養 老 北里大学大学院教授 孟 司 わしたに

東京大学大学院農学生命科学研究科教授

鷲 谷 いづみ

# (専門委員)

あ づ ち さとし 安土 敏 いのうえ しゅういち 井 上 修 一 おさむ さいとう 齋 藤 修 さかもと かずあき 坂 本 多 旦 しのみや たかよし 四ノ宮 孝 義 せ ん が ゆうたろう 千 賀 裕太郎 ひろむ なかむら 中 村 裕 はせがわ ふ み お 長谷川 文 雄 はたなか たかはる 畑中孝晴

虫 明 功 臣

経済小説家・サミット(株)代表取締役会長

(株)ハングリータイガー代表取締役

千葉大学大学院自然科学研究科教授

(有)船方総合農場代表取締役・(社)日本農業法人協会会長

全国農業協同組合連合会代表理事専務

東京農工大学農学部地域生態システム学科教授

全国農業会議所専務理事

東北芸術工科大学大学院長

(社)農林水産先端技術産業振興センター理事長

東京大学生産技術研究所教授

(五十音順、敬称略)

は会長, は会長代理。